

J A M 政策NEWS

2007年4月10日 第2007-42号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

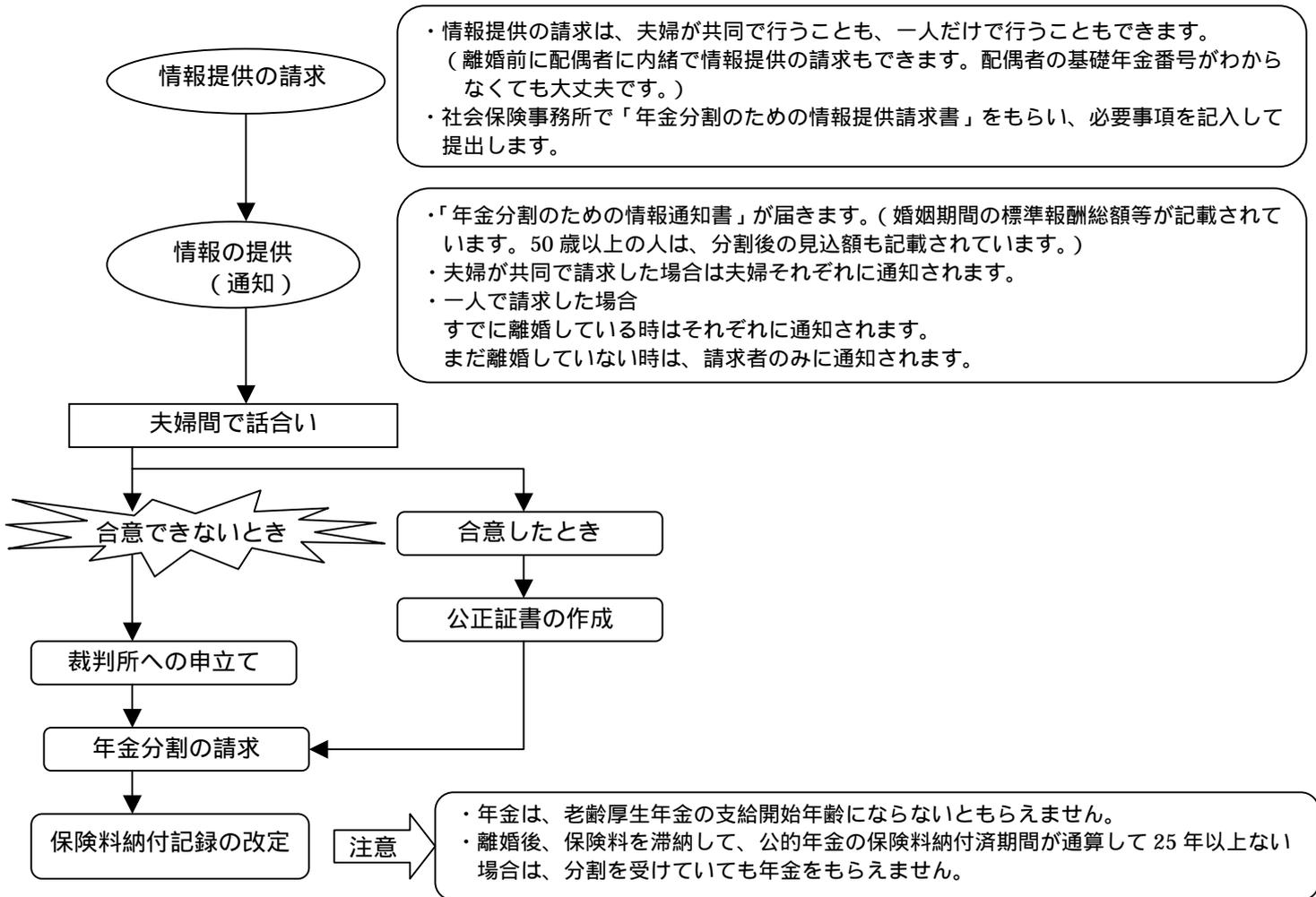
03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

< 離婚時の年金分割 PART 4 >

2007年4月1日からの年金分割

離婚時の年金分割の流れ



< 夫婦の一方が厚生年金でもう一方が共済年金(公務員)の場合 >

「年金分割のための情報提供請求書」を社会保険事務所と共済組合の両方に提出しなければなりません。
私の家庭は、夫が共済年金・私が厚生年金です。この場合どようになるのか、実験してみます。(夫には請求すると言っておきました。)まだ、請求書をもらただけです。これから実際に請求書を提出する予定です。(離婚の予定はありません。)

【共済組合とのやりとり】

私 : 離婚時の年金分割の請求書をいただきたいんですが。

担当者 : ご主人の年金番号は?

私 : 離婚したいと思っているのに、主人に聞けません。

担当者 : ん~そうですね。では請求書を送ります。

私 : 自宅に送ってもらおうと、まずいんですが・・・私の職場に送ってください。

担当者 : わかりました。ところでご主人の所属はどこですか?

私 : (少々怒って) 請求書をもらうのに主人の所属が必要なんですか!!

請求書は2日後、JAM本部に届きました。実験結果は政策ニュースでお知らせします。